

一般財団法人日本救急医療財団
国際会議における救急医療体制確保事業推進委員会規程

(総則)

第1条 一般財団法人日本救急医療財団(以下「本財団」という。)定款(以下「定款」という。)
第49条の規定に基づき、一般財団法人日本救急医療財団国際会議救急医療体制確保事業推進
委員会規程を次のように定める。

(設置及び目的)

第2条 国内で開催される主要国首脳会議等に係る「厚生労働省との救急医療体制確保委託事業
に基づく救急・災害医療体制確保委託事業実施要領」及び「本財団の定款第4条第5号に規定
する災害時等の救急医療に関する事業」を推進し、達成するため、一般財団法人日本救急医療
財団国際会議救急医療体制確保事業推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(事業)

第3条 委員会は、厚生労働省から国際会議救急医療体制確保事業等の委託があったときは、そ
の実施について調査審議する。

(通則)

第4条 国際会議救急医療体制確保事業の実施については、別に定めのあるものを除き、この規
程の定めるところによる。

(委員及び組織)

第5条 委員会の委員は、次に掲げる各機関の役職等にある者から理事長が委嘱する。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 本財団常務理事 | 2名 |
| (2) 厚生労働省 | 若干名 |
| (3) 救急医療、災害医療(NBCテロ災害含む)の専門家 | 若干名 |
| (4) 学識経験者 | 若干名 |

- 2 委員会の委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(任 期)

第7条 委員会の委員の任期は、第2条に定める救急医療体制確保委託事業が終了するまでとする。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。